

# 平成31年度 豊肥保健所行動計画（全体図）

## I-1 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」

- ・市と協働した働く世代の健康づくりや、「健康経営」に取り組む事業所を支援します。
- ・豊肥地域の健康課題解決を目指し、減塩対策及び歯科保健対策を推進し、各市の取り組みを支援します。
- ・「うま塩」や、地域の特産を活用した「地中海wa食」「減る脂～DASH食」の普及啓発や、高校生への食育体験講座等、食を通じた健康づくりを推進します。

## I-2 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携」

- ・管内各市における在宅医療・介護連携推進事業の取組を支援するとともに、関係機関の連携促進や調整を行います。
- ・入退院時情報共有ルールのさらなる定着と、医療と介護の連携の質の向上を目指します。
- ・在宅医療・介護連携の推進に携わる関係職員が最新知識や技術を習得できるよう、ニーズに応じた研修会を開催します。
- ・高齢者が在宅で安心して生活できるよう、服薬管理や服薬支援を行います。

## II-1 健康危機管理の拠点としての機能の充実 「平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実」

- ・感染症や大規模災害発生に備え、関係機関との連携を強化するとともに、職員の対応能力の向上及び所内体制の整備を進めます。
- ・社会福祉施設、病院、地域住民等を対象にした感染症対策研修会（結核や感染性胃腸炎等）を開催し、感染症対策を強化します。

## II-2 健康危機管理の拠点としての機能の充実 「大規模イベントにおける食品・衛生対策の推進」

- ・食品製造業者、飲食店等に対する衛生管理の指導を行い、食品による健康被害の防止対策を行います。
- ・大規模イベントの食品衛生対策及びレジオネラ症対策として、講習会の実施や施設の監視を行います。

## III おおいたうつくし作戦の推進

- ・「おおいたうつくし推進隊」等の環境保全活動を推進し、美しく快適な県づくりを目指します。
- ・事業場の排水監視及び浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を開催し、豊かな水環境保全を推進します。
- ・廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回指導を行い、廃棄物の適正処理を推進します。

## I 健康寿命日本一に向けた取組

## 1 健康づくりの推進①

## 現状と課題

豊肥管内のお達者年齢(健康寿命)は、竹田市男性79.22歳、女性84.34歳、豊後大野市男性78.39歳、女性83.91歳であり、大分県平均男性79.18歳、女性83.90歳と比べ県平均並みか短い現状にある。更なる健康寿命延伸のためには、青壮年期からの健康づくりが重要である。(資料:大分県健康指標計算システム 平成24年～28年統計)

## 1 働く世代の健康づくり

## (1) 健康経営事業所の登録の推進と質の向上

豊肥管内の健康経営事業は登録67カ所、うち認定は28カ所である。事業所訪問等を通じ、登録及び認定ともに微増傾向である。広く健康経営の理念を周知し、地域の事業所の健康づくりの士気を高めるとともに各事業所の取組の充実に向けた支援が求められる。

## (2) 市・関係機関と協働した事業所へのアプローチ

平成28年度に実施した県民健康意識行動調査において、豊肥管内では、若い男性の肥満、就寝前2時間以内の夕食、定期的な運動がない等が県平均と比べ高い割合であった。青壮年期から良好な生活習慣を獲得するためには、職場ぐるみでの健康づくり対策が必要である。

豊肥管内の事業所の8割が小規模であるが、平成30年度の竹田市管内保健師研究では、小規模事業所ほど事業所の健康課題への対策がとれていない等の課題が明確になり、小規模事業所へのアプローチが必要との結果となった。小規模事業所へ直接出向いての支援や関係機関の幅広い事業と連動した支援の展開等、市・関係機関等と協働した取組が必要である。

## (3) 地域の健康課題への対策推進(重点化した市町村支援)

- ・平成28年度に実施した県民健康意識行動調査の結果から、竹田市は自分の歯を28本以上保有している人の割合が県下で最も低く、豊後大野市では食生活で課題があり、特に食塩摂取量は13.05gと適正摂取量を大きく上回っていることが分かった。
- ・平成29年度から地域健康課題対策推進事業として、竹田市では働く世代やより若い世代からの歯周疾患予防、口腔ケア定着等を目的とした歯科保健対策、豊後大野市では、働く世代に対する高血圧対策(減塩・野菜摂取量の増加)を進めている。
- ・平成31年度は県の地域健康課題対策推進事業が最終年度であるため、地域健康課題に対する取組を各市主体の取組として継続されるような支援が必要である。

## 保健所が実施すべき対策

## 1 働く世代の健康づくり

## (1) 健康経営事業所の登録の推進と質の向上

## (2) 市・関係機関と協働した事業所等へのアプローチ

## (3) 地域健康課題対策事業の推進及び評価

- ①竹田市歯科保健対策:保健所歯科保健事業と連携した対策推進を図り、検討会等の場を設定し事業の実践評価を行う。
- ②豊後大野市減塩対策:減塩グッズを活用した健康経営事業所への健康支援を市と協働で取組む等、多様な主体と連携した事業の推進と実践評価を行う。

## 目標指標

## 1 働く世代の健康づくり

## (1) 健康経営事業所の登録の推進と質の向上

- ・健康経営登録事業所の増加:5事業所以上
- ・事業所連絡会:年1回以上

## (2) 市・関係機関と協働した事業所等へのアプローチ

- ・市と協働での事業所等訪問:各市5カ所以上
- ・関係機関主催の事業所が集まる場での情報提供:年3回以上

## (3) 地域健康課題対策事業の推進及び評価

- 各市の取組を推進するための保健所との連絡会議:各市年2回以上

## I 健康寿命日本一に向けた取組

## 1 健康づくりの推進②

## 現状と課題

## 2 「減塩対策」と「食育の推進」

- ・「おおいたの野菜畑」と呼ばれる地域であるが、竹田市・豊後大野市とも男性の野菜摂取量が少ない。
- ・高血圧、心疾患、腎疾患などの生活習慣病により、竹田市、豊後大野市は一人あたりの医療費が高い。(H28保険者協議会資料)
- ・「野菜たっぷりメニュー」の提供など、利用者の健康づくりの支援に取り組む「健康応援団」に57店舗が登録している。
- ・食塩相当量3g未満の定食を提供する、「うま塩(減塩)メニュー提供店」に10店舗が登録している。
- ・平成29～30年に高血圧対策・野菜摂取増加を目的に「地中海wa食」「減る脂～DASH食」レシピを作成した。
- ・適正な食生活の定着は幼児期からの取組が重要であるため、管内の保育園・こども園・高校と連携し幼児から高校生に対する食育(授業)が必要である。

## 保健所が実施すべき対策

## 2 「減塩対策」と「食育の推進」

- (1) 高血圧対策として、地域の特産(野菜やいも類)を活用した「地中海wa食」「減る脂～DASH食」レシピの普及啓発を行う。
  - ① 保育所給食研究会の年間テーマに、減る脂～DASH食を幼児向けにアレンジして普及を図る。(保護者への普及)
  - ② 「地中海wa食」「減る脂～DASH食」レシピをイラスト入りで作成し高校生へ普及を図る。  
(QRコード読み取り→youtubeで視聴可能)
- (2) 「健康応援団」と「うま塩メニュー提供店」のフォローと登録店拡大
- (3) 高校生が健康な身体を維持するため、市と協働で食事の選択や料理ができるような支援を実施

## 目標指標

## 2 「減塩対策」と「食育の推進」

- (1)
  - ① 「地中海wa食」「減る脂～DASH食」を給食に出した学校・保育園数: 15施設
  - ② 「地中海wa食」「減る脂～DASH食」イラスト入りレシピ配布文化祭: 2校以上
- (2) 健康応援団: 1店舗増 「うま塩メニュー提供店」: 1店舗増
- (3) 管内4つの高校における食育体験講座の実施や情報提供: 年8回以上

## I 健康寿命日本一に向けた取組

## 2 地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携

## 現状と課題

## 1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

平成27年度以降、各市が主体的に在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでいるなか、保健所では医療計画及び地域医療構想に示された方向性に留意しながら、各市の取組がより効果的かつ効率的に実施されるよう管内関係機関の連携促進や調整に努めている。

## 2 入退院時情報共有ルール の定着促進及び評価

患者の入退院時に病院とケアマネジャーの情報共有により、切れ目のない支援の提供と退院後の状態悪化予防を目指すもの。ルールの定着率は平成30年度調査によると、導入当時(H28年)に比較して入院時連絡率が90.3%から95.1%へ、退院時連絡率が84.4%から85.5%と上昇しており、一定の成果が得られた。今後はルールのさらなる定着促進を図るとともに、情報共有の質の向上を目指した取り組みが必要である。

## 3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質の向上

在宅医療を支える医療・看護・介護職等が入院時から在宅復帰に向けて、最新の知識や技術を修得できるよう支援し、その資質の向上を図っていくことが必要である。

## 4 在宅患者等に対する服薬管理及び服薬支援

相談できる薬剤師が身近に存在しないことにより、薬に関する問題や不安・疑問を抱える在宅患者等服薬中の高齢者等に対して、服薬管理及び服薬支援を進める必要がある。

## 保健所が実施すべき対策

## 1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

- (1)各市が実施する協議会や研修会、住民向け普及啓発等の事業企画・運営支援
- (2)管内各市の連携・調整の場の設置

## 2 入退院時情報共有ルールを活用した連携の質の向上

- (1)各関係機関と連携した運用状況調査の実施及び医療関係者と介護関係者との意見交換会や研修への支援
- (2)ルールを運用する医療機関の増加

## 3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質の向上

- (1)医療・看護・介護職等を対象とした会議・研修会の開催
- (2)難病患者在宅療養支援するための関係者連絡会議の開催
- (3)精神障がい者の支援従事者を対象とした会議・研修会の開催

## 4 在宅患者等に対する服薬管理及び服薬支援

- (1)高齢者等を対象とした服薬支援

## 目標指標

## 1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

- (1)各市協議会や専門部会等への参画及び研修会等の企画・運営支援:随時
- (2)管内各市及び関係団体等の参加する会議等の開催:年1回

## 2 入退院時情報共有ルール運用・評価

- (1)市と連携した運用状況調査の実施:年1回
- (2)有床診療所でのルール運用:各市1医療機関以上

## 3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質向上

- (1)在宅医療・介護連携推進関連の会議・研修会の開催:年10回
- (2)難病患者在宅療養支援の関係者連絡会議の開催:年2回
- (3)精神障がい者支援関連の会議・研修会の開催:年10回

## 4 在宅患者等に対する服薬管理及び服薬支援

- (1)お薬健康相談会の開催:年10回

## Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実

### 1 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

#### 現状と課題

保健所は、食中毒や感染症、自然災害等による住民の健康を脅かす事態に対して、健康被害の発生予防や拡大防止等の対策を担う健康危機管理の拠点としての機能を充実する必要がある。

#### 1 関係機関との連携強化及び体制整備

国内における鳥インフルエンザの断続的な発生や、デング熱等蚊媒介感染症やエボラ出血熱、結核などの新興・再興感染症の発生等、近年、住民の健康を脅かす健康危機事案が増加している。また、毎年のように大規模な自然災害の発生により甚大な被害が生じており、平時からの関係機関との連携強化、演習等を通じた対応能力向上や所内の体制整備が必要である。

#### 2 社会福祉施設、病院、地域における感染症対策

- ・社会福祉施設や病院等で感染症が発生した場合、施設の主体的な感染予防・感染拡大防止の取組及び保健所への早期相談・報告がなされるよう、感染症対策研修・実地指導等の支援が必要である。
- ・管内医療機関において平成29年MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)、平成30年C・ディフィシル感染症の集団発生の報告があった。管内の中核病院と連携し医療機関等のネットワークの強化が図られており、今後さらに介護施設も含めた地域全体の感染予防対策の意識を高めていく必要がある。
- ・平成30年度の豊肥管内の活動性結核患者数は13人であり過去10年間でもっと高い罹患率となった。約8割が高齢者であり、結核死亡発生もみられる。入院治療等により患者のQOL(生活の質)を低下させないためにも、早期発見・早期治療が必要である。

#### 保健所が実施すべき対策

#### 1 関係機関との連携強化及び所内体制整備

- (1) 健康危機管理連絡会議の開催
- (2) 災害時アクションカード等を活用した初動訓練の実施
- (3) 関係機関・団体と連携した災害対応訓練の実施
- (4) 事案発生時の対応力向上のための実践的演習の実施

#### 2 社会福祉施設、病院、地域における感染症対策

- (1) 感染症情報等に関するタイムリーな情報発信
- (2) 社会福祉施設等を対象にした研修会の開催
- (3) 管内の中核的な病院と連携した、地域感染症対策研修会の開催
- (4) 医療・介護関係者や地域住民を対象とした結核予防講座の開催

#### 目標指標

#### 1 関係機関との連携強化及び所内体制整備

- (1) 健康危機管理連絡会議の開催: 年1回
- (2) 災害時アクションカード等活用した初動訓練の実施: 年1回
- (3) 防災士協働による避難所運営訓練の実施: 年1回
- (4) 関係機関と連携した患者搬送訓練・収容訓練: 年1回

#### 2 社会福祉施設、病院、地域における感染症対策

- (1) 感染症情報の提供: ホームページ(毎週更新)、メール・FAXによる情報提供(随時)
- (2) 食中毒・感染症予防対策研修会の開催: 各市1回ずつ
- (3) 地域感染症対策研修会の開催: 年1回
- (4) 結核に関する講座を開催: 年5回

## Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実

### 2 大規模イベントにおける食品・生活衛生対策(営業施設の指導等)の推進

#### 現状と課題

##### 1 食品による健康被害防止対策

食品衛生法が改正され、原則としてすべての食品等事業者にはHACCP(危害分析・重要管理点方式)に沿った衛生管理の実施が求められることになった。管内には、多くの小規模事業者があり、取り扱う食品の特性等に応じたHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が適正に行えるよう、衛生指導を引き続き実施していく。

また、全国で野生鳥獣肉を原因とした食中毒が発生しているため、野生鳥獣肉を扱う食肉処理施設に対してHACCPに沿った衛生管理の導入を指導する。

併せて、ノロウイルス等食中毒防止のため飲食店や給食施設等に対して、衛生講習会を実施し衛生指導を行うことが必要である。

さらに、健康被害防止のため食品表示法に基づき、食品等事業者に対してアレルギー表示等の適正な表示の指導を実施する。

##### 2 大規模イベントに対する食中毒防止対策等

ラグビーワールドカップ2019等の開催に伴い、多数の旅行者の来訪が見込まれる。各地で開催されるイベントでの食品提供による食中毒防止対策が必要である。

また、旅館や公衆浴場等の入浴施設の営業者に対するレジオネラ症への対策を十分にする必要がある。

#### 保健所が実施すべき対策

##### 1 食品による健康被害防止対策

- (1) 改正法施行に伴うHACCP義務化への取り組み
- (2) 食品等事業者に対するHACCP導入への支援
- (3) 野生鳥獣肉を扱う食肉処理施設に対するHACCPに沿った衛生管理指導
- (4) 飲食店及び給食施設等に対する衛生指導
- (5) 他部局と連携した食品表示監視

##### 2 大規模イベントに対する食品衛生対策等

- (1) 食品提供者への衛生指導
- (2) 食品提供施設の衛生管理向上
- (3) 入浴施設営業者へのレジオネラ症対策講習会の実施

#### 目標指標

##### 1 食品による健康被害防止対策

- (1) 食品等事業者に対するHACCP講習会実施回数 : 年30回
- (2) 食品等事業者に対するHACCP導入に向けた工程管理指導施設数 : 年2施設
- (3) 野生鳥獣肉を扱う処理施設に対するHACCPに沿った衛生管理の指導 : 年5回
- (4) 飲食店及び給食施設等に対する衛生講習会実施回数 : 年10回
- (5) 他部局との食品表示合同監視施設数 : 年10施設

##### 2 大規模イベントに対する食品衛生対策等

- (1) イベント関係食品提供者に対する講習会実施回数 : 年2回
- (2) イベント会場における食品衛生監視施設数 : 年30施設
- (3) 入浴施設営業者へのレジオネラ症対策講習会の実施 : 年1回

## Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

## 現状と課題

## 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- ・平成30年度には「おおいたうつくし推進隊」が管内で3団体登録し計11団体が取組みをしているが、団体同士の交流不足や構成員の高齢化等により活動は縮小傾向にある。このため、地域連絡会等の活用により、交流促進や情報発信の場の提供などを支援する必要がある。
- ・地域住民の環境意識を高め、主体的に行動する人材をはぐくむために、小中学校や公民館等への環境教育アドバイザーの派遣回数は増えているものの、制度の更なる普及を図るため無関心層への周知が必要である。

## 2 豊かな水環境保全の推進

- ・管内の河川保全活動は、平成10年度から大野川流域ネットワークが、また平成27年度から芹川会議が活動をしている。
- ・豊かな水環境保全の推進には、浄化槽の適切な維持管理を指導するなどの生活排水対策や、事業場排水の監視・指導を行うとともに、流域住民による河川の清掃・美化活動などの河川保全活動への支援が必要である。

## 3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

- ・廃棄物不法投棄苦情は管内で、平成30年度には2件発生している。今後も巡回監視を通じて、廃棄物の不適正処理対策を実施する必要がある。

## 保健所が実施すべき対策

## 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) 環境教育アドバイザーの派遣等環境教育の推進
- (2) おおいたうつくし推進隊等による環境保全活動への支援

## 2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 事業場の排水対策推進を目的とした監視・指導
- (2) 浄化槽の適切な維持管理についての講習会開催
- (3) 流域住民等による河川保全活動への支援

## 3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回監視

## 目標指標

## 1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) 環境教育アドバイザー制度の周知回数: 年15回
- (2) 環境保全活動への活動支援回数: 年2回

## 2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 事業場の立入検査回数 : 31回
- (2) 浄化槽の適切な維持管理についての講習会: 年2回
- (3) 河川保全活動への活動支援回数 : 年2回

## 3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回監視回数: 年12回